
第 1 章 総 則

第 1 条〔目 的〕

本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の『寄附行為』第 40 条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第 2 条〔遵守義務〕

- ① 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟および準加盟チーム）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者）は、本規程およびこれに付随する諸規程ならびに国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）およびアジアサッカー連盟（以下「AFC」という）の諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIFA および AFC ならびに CAS の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- ② 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟および準加盟チーム）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者）は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会および FIFA の許可なしには、本協会以外の他国の各国サッカー協会に加盟することはできず、また、他国の各国サッカー協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。
- ③ 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟および準加盟チーム）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者）は、FIFA または AFC によって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
- ④ 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。